

御殿場市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例が令和8年10月1日から施行されます



地球温暖化対策として、再生可能エネルギーは主力電源と位置づけられており、本市においても再生可能エネルギーの積極的な活用は重要施策の1つとなっていますが、周辺住民との合意形成が不十分なまま運用され、自然環境、景観、生活環境に影響を与えている事例や災害の発生が懸念される事例もあります。

御殿場市が地球温暖化対策を推進する上では、世界文化遺産である富士山の豊かな恵みとの共生という点からも、本市の美しい景観、豊かな自然環境及び良好な生活環境の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和を図ることが重要であることから、その必要事項を定めた条例を制定しました。【令和8年10月1日施行】

対象事業

- (1) 発電出力が10kW以上の太陽光発電（営農型も含む）・風力発電・バイオマス発電を行う事業
- (2) 系統用蓄電池を設置する発電事業

※建築物の屋根、屋上又は壁面に設置するもの又は建築物での消費を目的として当該建築物の同一敷地内に設置するものは適用外とします。

※令和8年10月1日以後に関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行う事業に適用します。

対象事業を行う場合は「市長の同意」が必要となります。

条例の目的に事業区域の全部または一部が「抑制区域」に位置するときは原則同意しません。

抑制区域

- ① 国立公園特別地域・特別保護地区（自然公園法）
- ② 鳥獣保護区・特別保護地区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）
- ③ 廃棄物最終処分場（搬入が終了し、廃止手続きが完了した処分場は除く）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
- ④ 要措置区域（土壌汚染対策法）
- ⑤ 地域森林計画により定めた森林区域・保安林（森林法）
- ⑥ 農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）
- ⑦ 第1種農地（農地法）
- ⑧ 国指定文化財（有形文化財・記念物）所在地（文化財保護法）
- ⑨ 県指定文化財（有形文化財・記念物）所在地（静岡県文化財保護条例）
- ⑩ 市指定文化財（有形文化財・記念物）所在地（御殿場市文化財の保護に関する条例）
- ⑪ 埋蔵文化財包蔵地（文化財保護法）
- ⑫ 世界文化遺産の資産範囲・緩衝地帯・保全管理区域
（世界遺産「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル（令和3年4月富士山世界文化遺産協議会））
- ⑬ 工業専用地域を除く用途地域地域（都市計画法）
- ⑭ 景観整備重点地区（御殿場市総合景観条例）
- ⑮ 旧宅地造成工事規制区域（令和4年5月27日法律第55号改正告示前の宅地造成及び特定盛土等規制法）
- ⑯ 洪水浸水想定区域（水防法）
- ⑰ 砂防指定地（砂防法）
- ⑱ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

手続きの流れ

○事業計画段階

- ・関係法令に基づく手続き
- ・事前協議 (事業に着手する6か月前まで)
- ・近隣関係者説明会 (発電事業届出書兼同意申出書の提出前まで)
- ・発電事業届出書兼同意申出書の提出 (市長が別で定める日まで)

○工事着手後～事業実施段階

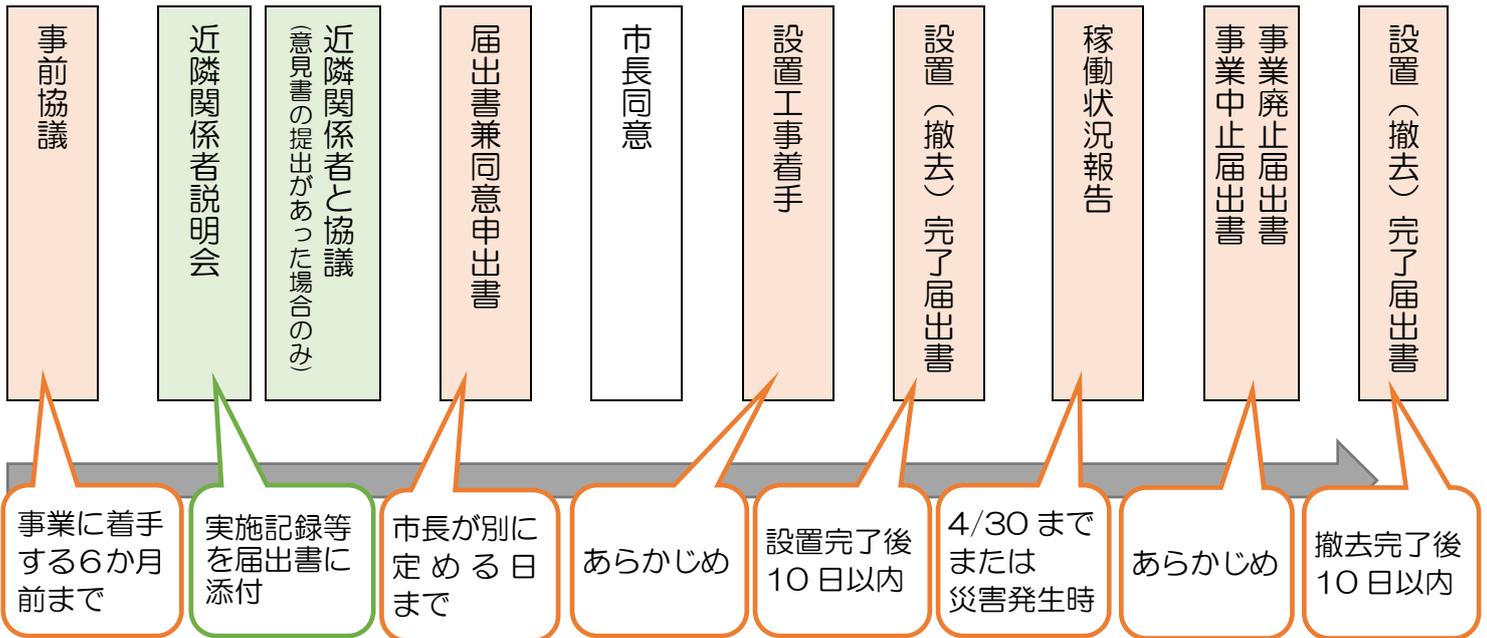
- ・着手届出書の提出 (あらかじめ) 50kW未満は省略可
- ・設置(撤去)完了届出書の提出 (設置完了後10日以内)
- ・侵入防止措置
- ・設備の維持管理に関する報告 (各年度の翌年度4月30日まで・災害発生時)
- ・地位承継届出書の提出※ (事業譲渡等が生じた場合)
- ※承継内容により、併せて事業変更届出書の提出

○事業廃止段階

- ・事業中止届出書の提出 (あらかじめ)
- ・事業廃止届出書の提出 (あらかじめ)
- ・設置(撤去)完了届出書の提出 (撤去完了後10日以内)



○手続きの流れ



違反措置

条例の規定が順守されない場合には、指導・助言等の手続きを経て、必要な措置を取るよう勧告し、正当な理由なくこれに従わない場合には、**事業者名・勧告内容を国及び県へ報告するとともに、公表します。**

その他

施行日より前に関係法令に基づく許認可等の申請又は届出を行っている事業は、条例の一部の規定(侵入防止措置等)が適用されます。また、施行日以後に規則で定める変更をしようとするものについては、この条例の適用となります。